

## 破産手続開始通知書

事件番号 平成27年(フ)第1845号(平成27年3月5日申立)  
本店所在地 東京都新宿区新宿5丁目16番15号

破産者 **株式会社リベルテ**  
代表者代表取締役 上津 昇司

- 上記の者に対し、破産手続開始決定がされたので、次の通り通知します。
  - 破産手続開始日時 平成27年3月5日午前11時
  - 破産管財人 弁護士館 彰男 電話03-3595-0077
  - 破産債権届出期間 平成27年4月9日まで
  - 破産債権届出書及び交付要求書の提出先

東京都港区虎ノ門1丁目2番20号 第3虎の門電気ビルディング  
2階  
荒井総合法律事務所  
弁護士 館 彰男 気付  
平成27年(フ)第1845号事件書類受領事務担当 行

- 財産状況報告集会・債権調査期日の日時及び場所  
**平成27年6月8日午後3時 債権者等集会場1(家簡地裁合同庁舎5階)**  
**所在場所は「債権者集会場のご案内」のとおりです。**

財産状況報告集会において、破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する場合は、①破産手続廃止に関する意見聴取のための集会、②破産管財人の任務終了による計算報告集会も併せて実施します。

- ① 破産者に対して債務を負担している者は、破産者に弁済してはならない。  
② 破産者の財産を所持している者は、破産者にその財産を交付してはならない。

### 2 破産債権届出

- 届け出る場合は、同封した届出書を使用し、1(4)の提出先に郵送してください(別紙「封筒表書見本」参照)。保証人への請求等のため、債権届出日の証明を必要とする方は、配達証明郵便等をご利用ください。
- 破産債権届出書は、同封の届出書1通と証拠書類のコピー1部(原本不可)を合わせてホッチキスで左綴じにしてください。資格証明書は不要です。
- 破産手続開始後に支払期日が到来する手形については、支払期日が破産手続開始後1年以内であれば額面額を届出債権としてください。証拠書類の手形は両面をコピーしてください。

### 3 破産手続の進行については破産管財人まで、破産手続開始前の事情に関するお問い合わせ及び債権についての照会は申立代理人までお願いします。

申立代理人 弁護士 小川 基幸 電話 03-6206-4888

東京地方裁判所民事第20部特定管材3係 裁判所書記官 森田 真志